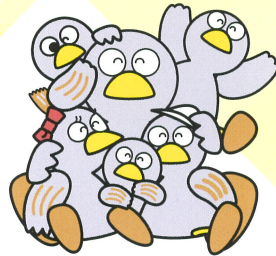


埼玉県に個性豊かな地域文化を育むために

御寄附のお願い



埼玉県のマスコット
コバトン



埼玉県文化振興基金

お問合せは



埼玉県県民生活部文化振興課

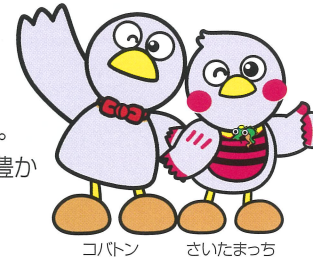
TEL 048-830-2887 FAX 048-830-4752

E-mail a2875-04@pref.saitama.lg.jp

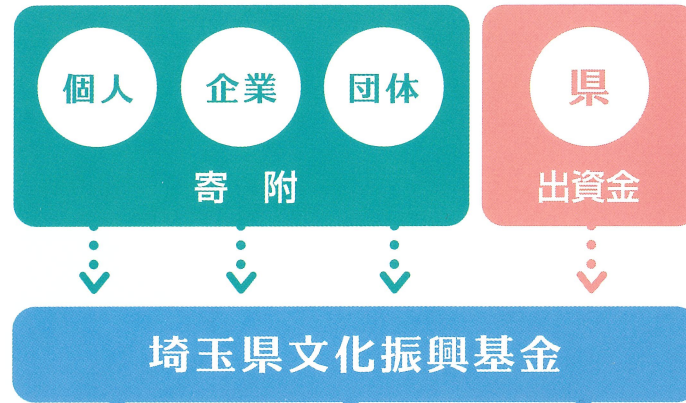
埼玉県文化振興基金に御寄附を

埼玉県文化振興基金は、皆様の寄附金と県の出資金で成り立っています。

昭和59年設立以来、埼玉県の個性豊かな地域文化の発展に役立っています。是非、御寄附をお願いします。



コバトン さいたまっち



文化活動への助成



県民の行う文化活動に助成金を交付します。(裏面を参照)

ボランティアコンサート



社会福祉施設等での音楽家の生演奏を支援・コーディネート。

各種イベント事業



「伝統芸能フェスティバル」など、埼玉の魅力ある事業を開催。

感謝状と協力証

感謝状

文化振興基金への寄附額が累計で以下の額以上になる場合、知事から感謝状を贈呈します。

法人・団体 50万円
個人 10万円

協力証

文化振興基金に1千円以上御寄附いただいた方にお送りします。(感謝状贈呈の対象となる方は除きます。)

寄附金の振込方法

県内の金融機関(郵便局を除く。銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合等)の窓口にて、所定の「寄附申込書」を使って、振込をお願いします。手数料はかかりません。

1 「郵便番号」「住所」「貴名」「電話番号」を御記入ください。

2 お振込いただく「日付」を御記入ください。

3 お振込みいただく「金額」を御記入ください。

4 お振込みいただく「年度」を御記入ください。

5 御寄附いただいた方のお名前をホームページ等で御紹介させていただいています。お名前の紹介を御了承いただける場合は、「希望する」に○印を御記入ください。

税法上の優遇措置

法人 寄附金額の全額を損金に算入することができます。

【所得税の控除額】

(寄附金額 - 2千円) × 所得税の税率

※寄附金額は、総所得金額等の40%が上限となります。

個人

【個人住民税の控除額】

次の①②の合計額

①(寄附金額 - 2千円) × 10%

②(寄附金額 - 2千円) × (90% - 所得税の税率)

※①の寄附金額は、総所得金額等の30%が上限となります。

※②の金額は、住民税所得割額の20%が上限となります。